



上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所
 上十三地区家畜衛生推進協議会
 (一社) 青森県畜産協会

0176-23-6235 (FAX 0176-23-3044)
 0176-25-2362 (FAX 0176-24-3888)
 017-722-4331 (FAX 017-731-1196)

硫酸コリスチンが使用禁止になります

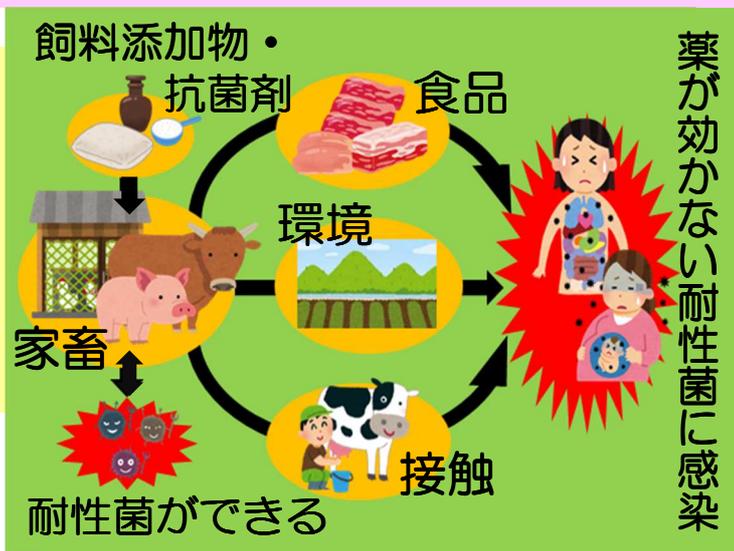
平成30年7月1日から硫酸コリスチンの含まれる飼料は使用禁止となり、その後の使用は飼料安全法違反となります。施行日まで在庫を使い切るよう、計画的に購入しましょう。

＜硫酸コリスチンが含まれる飼料＞

畜種	対象	給与期間
牛	ほ乳期用	生後3ヶ月以内
豚	ほ乳期用・子豚期用	体重がおおむね70kg以内
鶏(ブロイラー以外)	幼すう用・中すう用	ふ化後10週間以内
鶏(ブロイラー)	前期用・後期用	と殺前7日まで

薬剤耐性菌対策のために

- ◆ 感染症を予防する
- ◆ 家畜の健康状態を的確に把握する
- ◆ 獣医師に伝える
- ◆ 抗菌剤を正しく使用する



抗菌剤・飼料添加物の慎重な使用を心がけ、消費者の信頼に応えましょう。

十和田家畜保健衛生所

電話 0176-23-6235(平日) 携帯 090-6453-7023(休日・夜間)

ホームページ [十和田家畜保健衛生所](#)

検索